

2012年8月3日

村山総合支庁長 土海安雄様

医療・教育の充実と北庁舎の存続を求める

北村山地区県民の会 会長 池田俊郎

医療・教育の充実と西庁舎の存続を求める

西村山地区県民の会 会長 高橋敏明

**山形県村山総合支庁西庁舎及び北庁舎を充実し、
地域づくりの拠点として機能強化を求める要請書**

県は、4月25日県議会に総合支庁分庁舎の見直し案を説明しました。その内容は、西庁舎及び北庁舎の場合、税務課、農村整備課を来年度から廃止し、山形市の本庁舎に統合するものです。

もともと、西庁舎及び北庁舎は地方事務所・建設事務所の廃止、総合支庁の設置に伴い、地域振興を図る目的で設置されたものであり、6年前の森林整備課、建築住宅部門の廃止に引き続き、西庁舎及び北庁舎の機能が著しく縮小されてしまえば、将来的には県民相談、パスポート、建設、農業普及、福祉などの窓口廃止につながりかねない極めて重大な問題であります。

西庁舎及び北庁舎をはじめ、国の出先機関、銀行、企業の各支店が集中してきた寒河江市及び村山市は、当該地域全体の地域振興の拠点としての歴史があり、その中心地に置かれた西庁舎及び北庁舎が機能縮小することは、市町村と連携して地域振興を図るという県の方針に逆行するばかりか、地域経済・文化の衰退、過疎化に拍車をかけるものであります。

私どもは、先般開催されました市町議会6月定例会に対し、身近な県政として「県民視点」「現場重視」「対話主義」を掲げ、県民に寄り添ったあたたかい行政サービスを確保する立場に立って西庁舎及び北庁舎を充実し、機能の強化を図っていただきますよう強く要望し、地方自治法第124条の規定により、別紙のとおり請願書を提出しました。その結果、多くの市町議会において本請願が採択され、県及び県議会に対し意見書(要望書)が提出されております。

つきましては、地域の県民の声を尊重していただきますよう下記のとおり要請します。

記

- 1 総合行政機能を持つ西庁舎及び北庁舎の維持・存続すること。
- 2 西庁舎及び北庁舎の見直しについては、一律に簡素・効率的な面でのみ捉えることなく、市町村と連携した地域づくりの拠点として充実させ、機能の強化を図ること。